

## 意見聴取の方法等

### 農地中間管理機構から貸付予定の農用地等について

農地中間管理機構が貸し付ける予定の下記の農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、本日から1週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

利害関係人で意見のある方は、期間内に当機構まで意見書（様式自由 住所、氏名連絡先（電話）を明記）を提出してください。

令和元年〇月〇日

（公社）あおもり農林業支援センター  
（青森県農地中間管理機構）  
理事長 成田 博

市町村名	農用地等の所在	貸付期間（予定）	
		始 期	期 間
〇〇市	〇〇市大字〇字〇1番2号	令和〇年〇月	10年
〇〇市	〇〇市大字〇字〇4番1号	令和〇年〇月	6年
〇〇町	〇〇町大字〇字〇2番5号	令和〇年〇月	10年
〇〇町	〇〇町大字〇字〇2番6号	令和〇年〇月	10年
〇〇村	〇〇村大字〇字〇124番	令和〇年〇月	8年